【中国運輸局】

「政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業
		岡山県岡山市中区桑野 517-3	本社営業所	岡山県岡山市中区桑野 517-3	文書警告	第17条第4項	令和2年2月12日及び同年5月27日、死亡事故 を端緒として監査を実施。6件の違反が確認さ れた。(1)事故の記録事項義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第9条の2)(2)運転者台帳の記載事項義務違反 反安全規則第9条の5第1項)(3)運転者に対 支付。3)運転者に対する指導監督の記録事項 項(4)運転者に対する指導監督の記録事項違 反(安全規則第10条第1項)(5)特定の運転者 に対する特別な指導義務違反(安全規則第10 条第2項)(6)適性診断受診義務違反(安全規則 則第10条第2項)	0	
20200603	有限会社大扇運輸(法 人番号2250002016686)代表者古木忠行	山口県周南市新田2丁目7-7	本社営業所	山口県周南市新田2丁目7-7		第17条第1項及び同条 第4項	令和元年6月10日及び同年6月27日、死亡事故を端緒として監査を実施。11件の違反が確認された。(1)乗務時間等告示遵守违反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗り、10分割。10分割。10分割。10分割。10分割。10分割。10分割。10分割。	5	
20200603		山口県下関市楠乃4丁目 10-30	本社営業所	山口県下関市楠乃4丁目 10-30	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	第17条第1項及び同条 第4項	令和元年8月27日及び同年10月8日、酒気帯び 運転を端緒として監査を実施。4件の違反が確 認された。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全 規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反 (安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3) 運行記録計による記録義務違反(安全規則第9 条)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9 集)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	1	
20200617	株式会社三愛工業(法 人番号6260001027242) 代表者末本光一	岡山県総社市北溝手408- 47	本店	岡山県総社市北溝手408- 47	文書警告	第17条第4項	令和2年6月17日、関係機関からの通報あった ことを端緒として監査を実施。1件の違反が確認 された。(1)運転者に対する指導監督義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第 1項)	0	

20200618	広島中央運送株式会社 (法人番号 3240001093492) 代表 者平塩英司	広島県広島市西区草津港1丁目8-1	本社営業所	広島県広島市西区草津港1丁目8-1	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	令和元年6月21日及び同年10月23日、関係機関からの通報があったことを端緒として監査を実施。7件の違反が確認された。(1) 乗務時間等告示の適守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則)第3条第4項(2)疾病、疲労のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)(3) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第5項)(5) 点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5) 点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6) 点呼の記録載義務違反(安全規則第7条第5項)(6) 乗務等の記録載章務速反(安全規則第7条第5項)(6) 乗務等の記録載章務速反(安全規則第8条第1項)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	7	7
20200624	有限会社平野物流(法 人番号624002035048) 代表者平野和之	広島県呉市川尻町森2丁目 9-27	本社営業所	広島県呉市川尻町森2丁目 9-27	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止(70 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第11条、法 第17条第1項及び同条 第4項	令和元年10月9日及び同年10月30日、死亡事故を端緒として監査を実施。11件の違反が確認された。(1)運送約款掲示義務違反(复物自動車運送事業法第11条)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則)第3条第4項(第2項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第8条第1項)(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第8条第1項)(5)車転者に対する適性診断受第4元對する適性診断等定の運転者に対する。時別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)(9)整備管理者研修受講義務違反(安全規則第15条(10)運行管理者請習受講義及這反安全規則第15条(10)運行管理者請習受講義及這反(安全規則第23条第1項)(11)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	37	37
20200625	合同会社山陰貨物(法 人番号8280003001126) 代表者坂本弘貴	島根県出雲市白枝町792- 1ブルーム白枝301	本社営業所	島根県出雲市白枝町792- 1ブルーム白枝301	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	過去1年以内における当該営業所に係る最高 速度違反件数が1年以内で3件に達したことを 端緒として、令和2年6月25日に監査を実施。1 件の違反が確認された。(1)運転者に対する指 導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第1項)	0	0
20200630	株式会社関西通商(法 人番号8280001001773)代表者尾崎功	岡山県岡山市南区郡2210- 1	本社営業所	岡山県岡山市南区郡2210- 1	輸送施設の使用停止 (160日車)及び文書警 告			16	16